

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省 02 - ㊸)

施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散		担当部局名	防衛政策局	
施策の概要	大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。		政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)	
達成すべき目標	①大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進 ②自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与	目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和4年8月

測定指標		目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
① 国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力		「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等	令和5年度 別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (6) 軍備管理・軍縮及び不拡散 大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。
		化学兵器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣		
		国連軍備登録制度に係る協力		
		国連軍事支出報告制度に係る協力		
		中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業に係る協力		
		特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業レビュー 事業番号
	29年度	30年度	令和元年度	2年度			
(1) 軍備管理・軍縮(S55)	4 (4.5)	5 (9)	4 (7)	5	1	大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイル及びこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散することを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散に取り組むとともに、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応する。	0340
施策の予算額・執行額	4 (4.5)	5 (9)	4 (7)	5	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-5-(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散	

※達成手段の令和2年度行政事業レビューシートは、中間公表段階のものである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省02-㉓)

施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散
-----	--------------

測定指標	目標	施策の進捗状況
①	国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力	
		「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等
	元年度	●令和元年度においては、以下の訓練に及び会合に参加し、関係国や国際機関と協力しつつ不拡散のための取組を推進した。 ・大韓民国主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「イースタン・エンデバー19」(7月) ・豪州主宰PSIオペレーション専門家会合及びハイレベル政治会合(9月)
		化学兵器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣
	元年度	●実績なし。
		国連軍備登録制度に係る協力
	元年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
	国連軍事支出報告制度に係る協力	
元年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。	
	中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業に係る協力	
元年度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。	
	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画	
元年度	●5月及び6月にLAWS非公式会合、8月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、いずれの会合にも内部部局の職員(1~2名)が日本政府代表団の一員として出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。	

担当部局名	防衛政策局	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------	----------	--------